

対象標準：原子力施設の廃止措置の計画

No.1
(氏名) 田中 忠夫 様
(ご意見) <ul style="list-style-type: none">・ 該当項目：2.4 解体撤去廃棄物等の注記・ 該当箇所：「放射性廃棄物として扱う必要のないもの、放射性廃棄物ではない廃棄物及び非放射性廃棄物は、～」・ ご意見：定義しなければ、「放射性廃棄物ではない廃棄物」と「非放射性廃棄物」は同じではないか。用語を定義する箇所なので、例えば、「管理区域から発生する放射性廃棄物ではない廃棄物」、「管理区域外から発生する一般の産業廃棄物等」と明確に説明する必要があると思われる。
(対応) <p>ご指摘いただいた通り、非放射性廃棄物は「管理区域外から発生する一般の産業廃棄物等」の意味で用いています。分かり易さと正確さを期すため、「管理区域外から発生する廃棄物等」と修文します（アスベスト等有害物も発生するため、一般の産業廃棄物等ではなく、廃棄物等としました）。なお、「放射性廃棄物ではない廃棄物」は指針等で一般に用いられている用語ですので、このままとします。</p>

対象標準：原子力施設の廃止措置の計画

No.2
(氏名) 田中 忠夫 様
<p>(ご意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当項目：2.7 機器除染 及び 2.9 系統除染 ・ 該当箇所： ・ ご意見：用語を定義しているが、用語として使われているのは、p.2 の 2.12 除染工事の定義の所だけで、本文中には全く出てこない。本文中では、「機械的方法」「化学的方法」を多用している。また、附属書N以降では除染に係わる用語等について詳細に解説している。ここで定義する用語として適切か？
<p>(対応)</p> <p>ご指摘の通り、この2つの用語は「除染工事」の定義の中でしか用いられません。但し、廃止措置計画の立案において、除染工事を検討する際には、機器除染と系統除染の区別が重要であることから、附属書 N 及び附属書 O の説明で用いられており、定義を明確にしておくことが合理的な計画の立案に不可欠であると判断し、(本文では用いられることのないものの) ここで定義することにしました。なお、機械的方法及び化学的方法は、機器除染及び系統除染のいずれでも用いられる方法です。</p> <p>従いまして、現状のままとします。</p>

対象標準：原子力施設の廃止措置の計画

No.3
(氏名) 田中 忠夫 様
(ご意見) <ul style="list-style-type: none">・ 該当項目：2.7 機器除染 及び 2.9 系統除染・ 該当箇所：「～解体又は分解せずに～」・ ご意見：意味が不明瞭。 「～解体せずに又は分解せずに～」的な意味と思われるが、特に機器除染については「～解体して又は分解せずに～」的な意味にも取られかねない箇所である。
(対応) <p>ご指摘いただいたような誤解の余地がありますので、「解体することなく又は分解することなく」に修文します。</p> <p>また、機器汚染については、機器ごとに行うことを明確にするため「解体することなく又は分解することなく、個別に行う除染をいう。」と修文します。</p>

対象標準：原子力施設の廃止措置の計画

No.4
(氏名) 田中 忠夫 様
(ご意見) <ul style="list-style-type: none">・ 該当項目：3.2 廃止措置の留意点 b)廃止措置中・ 該当箇所：「～、線量の抑制又は低減のために必要な設備、機器の性能については、～」・ ご意見：設備機器の必要性和要求性能の程度の両方に係わるので、「必要な設備、機器及びその性能については、」の方が適切ではないか？
(対応) <p>ご指摘のような内容を意図しているのではなく、「必要な性能を変更していく」という意図で記述しているものです。正確さを期すため、「～、線量の抑制又は低減のために、設備、機器が必要とする性能については、～」に修正します。</p>

対象標準：原子力施設の廃止措置の計画

No.5
(氏名) 田中 忠夫 様
(ご意見) <ul style="list-style-type: none">・ 該当項目：4.2.2.1 汚染状況の調査 (「5.2.2.1」も同様)・ 該当箇所：「核燃料物質又は核燃料物質による汚染状況」・ ご意見：附属書Kを参照しても、”又は”で何を区別しているのかが不明。
(対応) <p>法令で用いられている語句である「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物」に対する語句として用いているものです。正確さを期すため、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の状況」と修文します。</p>

2009年9月11日
(社)日本原子力学会
標準委員会

対象標準：原子力施設の廃止措置の計画

No.6
(氏名) 田中 忠夫 様
(ご意見) <ul style="list-style-type: none">・ 該当項目：4.5.2 放射性廃棄物の処理及び管理の計画 の b)・ 該当箇所：「～、上記 a)の設備を用いて適切に処理し、放出量を管理するとともに、～」・ ご意見：「放出濃度」で管理する場合もあるのではないかと。
(対応) <p>ご指摘の通り、排気設備又は排水設備を用いて排気又は排水する場合、放出量は放出濃度の上限値で管理（制限）されます。また、「放出量を管理する」ことには、具体的な放出において、その濃度を管理することも含まれます。</p> <p>一方、ここでいう放出量は、廃止措置における除染工事及び解体工事で発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を指しており、第一に、これら工事で発生する放射性廃棄物を適切に処理して、放出する量を低減する計画を立案すること、すなわち、工事で放出されるものを管理（制御）することを規定しているものです。なお、これら工事で放出される廃棄物は上述の設備を用いて、濃度で管理され排出されることとなります。</p> <p>従いまして、現状のままとします。</p>

対象標準：原子力施設の廃止措置の計画

No.7
(氏名) 田中 忠夫 様
(ご意見) <ul style="list-style-type: none">・ 該当項目：その他・ 該当箇所：中性子源について・ ご意見：安全委員会指針や附属書Hでは、中性子源の撤去について記載されている。炉規法の対象外としても、何らかの記載は必要ないのか。
(対応) <p>ご指定の通り、本文中では中性子源の撤去について記載せず、附属書 H のみで記載しております。原子炉等の廃止措置において廃止措置対象施設が中性子源を保有している場合は、撤去作業が発生しますが、4章の冒頭に記載しているとおり、本標準の本文は原子炉等規制法に基づき関係する法令に従い廃止措置計画書を立案していくための技術的要求事項を規定しているものです。このため、原子炉等規制法対象外である中性子源の撤去は、本文には記載しておりません。但し、中性子源を保有している場合は、原子炉の廃止措置を行う上で、撤去は必ず発生し、技術的要件としては不可欠なものであるため、附属書 H (参考) に記載しました。</p> <p>従いまして、現状のままとします。</p>